

重要事項のご説明・お支払いする保険金および費用保険金のご説明

| | | |
|--|--|---|
| <p>詳しくは右記二次元コードより、重要事項のご説明・お支払いする保険金および費用保険金のご説明を読み込み、ご確認ください。 右記二次元コードからご確認できない場合は、取扱代理店または引受保険会社までご請求ください。</p> | <p>重要事項のご説明</p>  <p>GN24-300784</p> | <p>お支払いする保険金および費用保険金のご説明</p>  <p>GN24-300805</p> |
|--|--|---|

福岡女学院高等学校生徒の保護者の皆さまへ

ご入学（ご進級）おめでとうございます。

賠償責任補償
(示談交渉サービス付)

福岡県自転車条例にも対応しています



Aプラン
ひと月 およそ
581 円

※ Aプラン保険料20,910円をひと月あたりに換算。お申込み時に一括払(一時払)でのお振込みとなります。

学生総合補償制度 (こども総合保険) のご案内

熱中症
に関する補償をセット!



申込締切日

2026年 3月19日(木)

- ※ 申込締切日までに保険料を払込みください。
- 締切日以降に払込みの場合は取扱代理店にお問合わせください。

保険期間(ご契約期間)

2026年 4月 1日 午後4時から
2029年 3月31日 午後4時まで

申込方法

払込取扱票に必要事項をご記入・ご署名のうえ、申込締切日までに保険料をお近くのゆうちょ銀行または郵便局で払込みください。

※新2・3年生で加入ご希望の方は、取扱代理店までご一報ください。

加入者証は、6月下旬～7月上旬ごろ、生徒さま経由でお渡しいたします。

ご加入方法

入学から卒業まで、手続きは1回だけ！一度の手続きで卒業までご安心いただけます。

- パンフレットより希望の補償内容を選ぶ
保険期間は選べません。卒業までの一括払(一時払)です。
- 保険料を確認し、同封の「払込取扱票」に必要事項を記入する。
記入例に従いなるべくはっきりとご記入ください(スキャナ読み込みの際、字がつぶれてしまい読めないことがあります)。「払込取扱票」は加入申込票を兼ねております。
- ゆうちょ銀行または郵便局から保険料を払い込む。
払込手続きをもってお申込みは完了します。なお、払込手数料は払込人にてご負担願います。
- 6月下旬から7月上旬ごろ、生徒さま経由で加入者証をお渡し。
加入者証がなくても補償開始日以降の事故については補償されますのでご安心ください。お手元に届くまでは受領証を保管してください。

ご加入にあたってのご注意

- このパンフレットは、「こども総合保険」の概要を説明したものです。ご加入にあたっては必ず「重要事項のご説明 契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明」をご覧ください。また、詳しくは「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」をご用意していますので、取扱代理店または引受保険会社までご請求ください。ご不明な点につきましては、取扱代理店または引受保険会社にお問合わせください。
- こども総合保険の「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」、「保険証券」は保険契約者(学校法人福岡女学院)に交付されます。
- ご加入の際は、加入申込票の各項目(性別、年齢、職業・職務、他の保険契約等の有無など)について正しく記入してください。
- 他の保険契約等の有無については、危険に関する重要な事項の告知事項として加入申込票に記入していただきます。正しく記入しただけなかった場合には、ご契約を解除することがありますのでご注意ください。
- 加入申込票記載事項(職業・職務、年齢、他保険加入状況、保険金請求履歴等)等により、ご契約のお引受けをお断りしたり、引受条件を制限させていただくことがありますので、あらかじめご了承ください。
- 万一事故が起こった場合は、30日以内に取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。ご連絡がない場合、それによって引受保険会社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。

学生総合補償制度についてのお問合わせ窓口

引受保険会社

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
福岡営業開発部 営業開発第二課
福岡県福岡市博多区住吉2-9-2
TEL:050-3461-8245 FAX:092-282-6657

取扱代理店

株式会社ミッションサポート
福岡県福岡市南区日佐3-42-1 福岡女学院内
TEL:092-575-2551 FAX:092-575-2580
平日9:00-12:00 13:00-17:00(夏期・冬期休業日除く)
<http://missionsupport.co.jp/>

4月1日午後4時から補償開始！さまざまな補償で学生生活を取り巻くリスクに備えられます。

※ 申込締切日までに保険料を払込みいただいた場合

学生総合補償制度のメリット

1.

Aプラン ひと月あたり およそ**581円**の保険料！

Aプラン保険料20,910円をひと月あたりに換算しています。お申込み時に一括払(一時払)でのお振込みとなります。

2.

学生生活におけるケガ、熱中症、O-157などの食中毒、賠償事故の損害を補償します。

熱中症や食中毒はケガと同様に補償します。また、賠償責任補償には示談交渉サービスが付いていますので、日本国内で発生した事故により法律上の損害賠償責任を負担することになった場合に、示談交渉による負担が軽減されます。

3.

扶養者が万一のときは育英費用を補償します。

扶養者が不慮の事故で万一死亡したときまたは重度の後遺障害となったときは、日常生活・教育費のお手伝いとして育英費用をお支払いします。

4.

身の回り品(携行品)の補償をします(B、Cプランのみ)。

生徒ご本人が外出中、携行している本人所有の身の回り品が偶然な事故により破損・盗難等の被害を被った場合に補償します。

この保険は学校法人福岡女学院を保険契約者とし生徒を被保険者(補償の対象となる方)とする「子ども総合保険」の団体契約です。ご加入対象者は学校法人福岡女学院の生徒またはその保護者となります。

生徒ご本人の事故

海外での事故も補償

傷害補償

学校内だけでなく、登下校中やスポーツ、レジャーなど日常生活でのケガを補償します。

交通事故

●下校中、車にはねられケガをした。



スポーツ中の事故

●自転車で登校途中、転んでケガをした。



スポーツ中の事故

●スキー場で転んでケガをした。



日常生活での事故

●犬にかまれケガをした。



熱中症に関する補償(熱中症危険補償特約)

生徒ご本人が日射または熱射により身体に障害を被った場合に補償します。

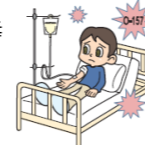
●クラブ活動でランニング中に熱中症で倒れた。



食中毒に関する補償

(細菌性食中毒およびウイルス性食中毒補償特約)

生徒ご本人がO-157等の細菌による食中毒やウイルス性食中毒によって身体に障害を被った場合に補償します。



●課外活動中、仕出し弁当を食べO-157に感染した。

特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償★Cプランのみ

生徒ご本人が特定感染症によって身体に障害を被った場合に補償します。

●特定感染症に感染し、入院した。

24時間補償します！

※1 補償内容が同様の保険契約(子ども総合保険契約以外の保険契約にセットされた特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます)が他にあるときは、補償が重複することがあります。補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額等を確認し、条項や特約の要否を判断のうえ、ご加入ください。
(注1) 複数あるご契約のうち、これらの補償を1つのご契約のみにセットしている場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外になったとき等は、補償がなくなる場合がありますのでご注意ください。
(注2) 育英費用を補償する他の保険契約等(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の他の保険契約または共済契約を含みます)に複数ご加入されても、お支払いする保険金の額は、それらのご契約のうち最も高い保険金額が限度となります。それぞれの保険契約等から重複して保険金はお支払いできませんのでご注意ください。

※2 日本国内において発生した賠償責任事項の対象となる賠償事故について被保険者のお申出があり、かつ被保険者の同意が得られれば、引受保険会社は原則として被保険者のために示談交渉をお引受けいたします。なお、話し合いでの解決が困難な場合等、引受保険会社は必要に応じ被保険者の同意を得たうえで弁護士に対応を依頼することがあります。ただし、次の場合は引受保険会社による示談交渉を行うことができませんのでご注意ください。
・1回の事故につき、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の額が賠償責任保険金額を明らかに超える場合
・相手の方が引受保険会社との交渉に同意されない場合
・相手の方との交渉に際し、正当な理由なく被保険者が引受保険会社への協力を拒んだ場合
・日本国外で発生した事故の場合または被保険者に対する損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合

※3 「扶養者」とは、生徒ご本人の親権者で、生活費・学業費用を負担し、生徒ご本人の生計を支えている方をいいます(扶養者はあらかじめ指定された1名となります)。
(注)補償内容および保険金をお支払いできない主な場合は「お支払いする保険金および費用保険金のご説明」をご確認ください。

保険金額(ご契約金額)・保険料表

保険期間(ご契約期間) 2026年4月1日午後4時～2029年3月31日午後4時

払込方法:一時払

| | | 補償内容 | 保険金額(ご契約金額) | | |
|----------|-----------------------|----------------------------------|---|---------|---------|
| | | | Aプラン | Bプラン | Cプラン |
| 生徒ご本人の事故 | 傷害 | 死亡・後遺障害保険金額 | 100万円 | 150万円 | 300万円 |
| | | 入院保険金日額 | 1,500円 | 2,000円 | 3,000円 |
| | | 手術保険金 | 入院中に受けた手術:入院保険金日額の10倍、入院中以外の手術:入院保険金日額の5倍 | | |
| | | 通院保険金日額 | 1,000円 | 1,500円 | 2,000円 |
| | 賠償責任保険金額(免責金額0円・本人のみ) | 1億円 | | | |
| | 携行品損害保険金額(免責金額3,000円) | — | 10万円 | | |
| | | 育英費用保険金額(扶養者の方の事故) | 100万円 | | |
| | | 特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償 | — | ○ | |
| | | 一時払保険料 | 20,910円 | 29,550円 | 51,250円 |

※保険料は被保険者(補償の対象となる方)の職種級別によって異なります。上記保険料は職種級別A(生徒)で計算しており、生徒(被保険者)が職種級別B*の職業をお持ちのときは、上記保険料では加入いただけない場合があります。ご不明な点につきましては、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

*職種級別B... 農林業作業、漁業作業、採鉱・採石作業、自動車運転者(助手を含む)、木・竹・草・つる製品製造業者、建設業者 (注)告知していただいたご職業・職務が事実と反する場合、ご契約を解除し、保険金をお支払いできない場合がありますのでご注意ください。

※すべてのプランに熱中症危険補償特約、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒補償特約、本人のみ補償特約(賠償責任条項用)、賠償責任条項の一部変更に関する特約をセットしています。

※携行品損害保険金は、1回の事故につき、携行品1個、1組または1対あたり10万円<乗車券等または通賃・小切手は合計5万円>を限度として、損害の額から免責金額(3,000円)を差し引いた額をお支払いします。ただし、各保険年度ごとに、携行品損害保険金額が限度となります。

生徒ご本人の事故

海外での事故も補償

生徒ご本人が誤って他人にケガをさせたり、他人の物を壊してしまい法律上の損害賠償責任を負担することになった場合に補償します。また、日本国内で発生した賠償事故に限り、示談交渉サービスをご利用いただけます。

賠償責任補償※1

示談交渉サービス付※2

生徒ご本人が日常生活での偶然な事故等により、他人の身体の障害、他人の財物の損壊、日本国内での電車等の運行不能について、法律上の損害賠償責任を負った場合に補償します。また、日本国内で発生した賠償事故に限り、示談交渉サービスが利用いただけます。

●自転車運転中、他人とぶつかりケガをさせた。
(注)上記事例でも法律上の損害賠償責任が発生しない場合等、事故状況等により、保険金をお支払いできない場合がありますのでご注意ください。
(注)本人のみ補償特約(賠償責任条項用)がセットされているため、被保険者(補償の対象となる方)は生徒ご本人のみとなりますが、ご本人が責任無能力者の場合、その方に関する事故については、その方の親権者、その他の法定監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する親族を被保険者とします。
(注)賠償責任条項の一部変更に関する特約がセットされます。



身の回り品の事故

海外での事故も補償

生徒ご本人が外出中、携行している本人所有の身の回り品が偶然な事故により破損・盗難等の被害を被った場合に補償します。

携行品損害補償※1(免責金額3,000円)

●外出先でカメラを落として壊してしまいました。



(注)自転車、眼鏡、コンタクトレンズ、携帯電話、スマートフォン、電子マネーなど保険の対象に含まれないものがあります。詳細は「お支払いする保険金および費用保険金のご説明」をご確認ください。

扶養者※3の方の事故

海外での事故も補償

事故により扶養者の方が万一死亡したときまたは重度の後遺障害が発生したとき、日常生活・教育費を補償します。

育英費用補償※1

●父親(扶養者)が、交通事故で死亡した。

